

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25
ライズOTMビル401
住所 株式会社 住宅ホームサービス
代表者氏名 代表取締役 辻田 敏 伸
電話番号 TEL 072-275-6740
FAX番号 072-275-6741
メールアドレス juutaku.h-s@jasmine.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25

ライズOTMビル401

株式会社住宅ホームサービス

代表取締役 辻田 敏伸



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{ツジタ トシノブ} 辻田 敏伸	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 住宅ホームサービス
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25 ライズOTMビル401 電話番号 TEL 072-275-6740 F AX番号 FAX 072-275-6741 メールアドレス juutaku.h-s@jasmine.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
辻田 敏伸	227332

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考	
管の切断用の機械器具	塩ビのこ		5		
	塩ビカッター	φ 13	2		
		φ 25	2		
		φ 50	2		
	管の加工用の機械器具	セーパーソー		1	
		グラインダー		1	
		高速カッター		1	
金切りのこ			1		
やすり			2		
パイプねじ切器			1		
接合用の機械器具	パイプレンチ	250mm	1		
		300mm	1		
		600mm	2		
	プライヤー ラチェットレンチ		3		
		19	1		
		21	1		
	トーチランプ モンキーレンチ	ワンタッチトーチ	24	1	
				3	
				7	
水圧テストポンプ	手動テスター		1		

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25
ライズOTMビル401

株式会社 住宅ホームサービス

代表取締役 辻田 敏 伸



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル401
株式会社住宅ホームサービス

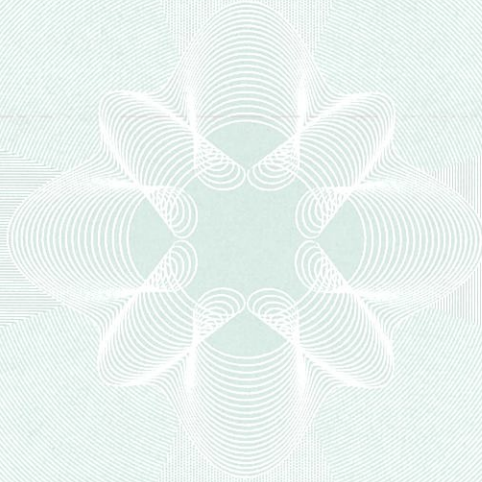
会社法人等番号	1201-01-053360	
商号	株式会社住宅ホームサービス	
本店	<u>大阪府堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル203</u>	
	大阪府堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル401	平成29年 6月14日移転 ----- 平成29年 6月15日登記
公告をする方法	官報によって行う。	
会社成立の年月日	平成27年7月7日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業 2 土木建築工事業 3 土木建築資材の販売 4 不動産の賃貸借管理業 5 損害保険代理店業 6 生命保険の募集業務 7 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務 8 各種イベント等催事の企画及び実施運営業務 9 管工事業 10 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成29年11月 1日変更 平成29年11月 9日登記</p>	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金800万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 辻 田 敏 伸	
	大阪府和泉市室堂町5番地の1(2-1306) 代表取締役 辻 田 敏 伸	

大阪府堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル401
株式会社住宅ホームサービス

登記記録に関する
事項

設立

平成27年 7月 7日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3年 2月12日

大阪法務局堺支局
登記官

黒 武 者 昭 人



整理番号 I300474

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

株式会社住宅ホームサービス 定款

公
証

正本

平成27年 6月22日 作成
平成27年 7月2日 公証人認証
平成27年 7月7日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社住宅ホームサービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 宅地建物取引業
- 2 土木建築工事業
- 3 土木建築資材の販売
- 4 不動産の賃貸借管理業
- 5 損害保険代理店業
- 6 生命保険の募集業務
- 7 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業務
- 8 各種イベント等催事の企画及び実施運営業務
- 9 管工事業
- 10 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報によって行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

- ◎ 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当社所定の請

求書に取得者及び株主名簿に記載又は記載された株主が記名押印し、共同して請求しなければならない。上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ① 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ① 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

- ① 株主総会の議長は代表取締役社長たる取締役がこれに当たる。
- ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(招集手続きの省略)

第16条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

- ② 代表取締役は、社長とし、当社を代表する。
- ③ 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は年1期とし、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- ② 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないと

きは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金800万円とする。

(設立後の資本金の額)

第26条 当会社の成立後の資本金の額は、金800万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成28年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当会社の設立時の役員は次の通りとする。

設立時取締役 辻田 敏伸

住所 大阪府和泉市室堂町5番地の1(2-1306)

設立時代表取締役 辻田 敏伸

(発起人の氏名、住所等)

第29条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

1. 住所 大阪府和泉市室堂町5番地の1(2-1306)
氏名 辻田 敏伸 200株 金 800万円

(法令の準拠)

第30条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社住宅ホームサービスの設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成27年6月22日

発起人 辻田 敏伸



第15条 5字削除

登簿番号平成27年第128号

この定款の発起人辻田敏伸の代理人藤原成宏は、本公証人の前で、発起人が自己の記名押印を自認している旨を陳述した。なお、この定款は第15条中5字削除してある。

よって、これを認証する。

平成27年7月2日 本公証人役場において。

堺市堺区北瓦町2丁4番18号（りそな堺東ビル）

大阪法務局所属

公証人

野島光博

※原本と相違ありません。

2021.2.10

590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25
ライズOTMビル401

株式会社 住宅ホームサービス

代表取締役 辻田 敏 有



第二二七三三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 辻田 敏 伸

昭和五十三年七月十九日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀



TEL-FAX

TEL

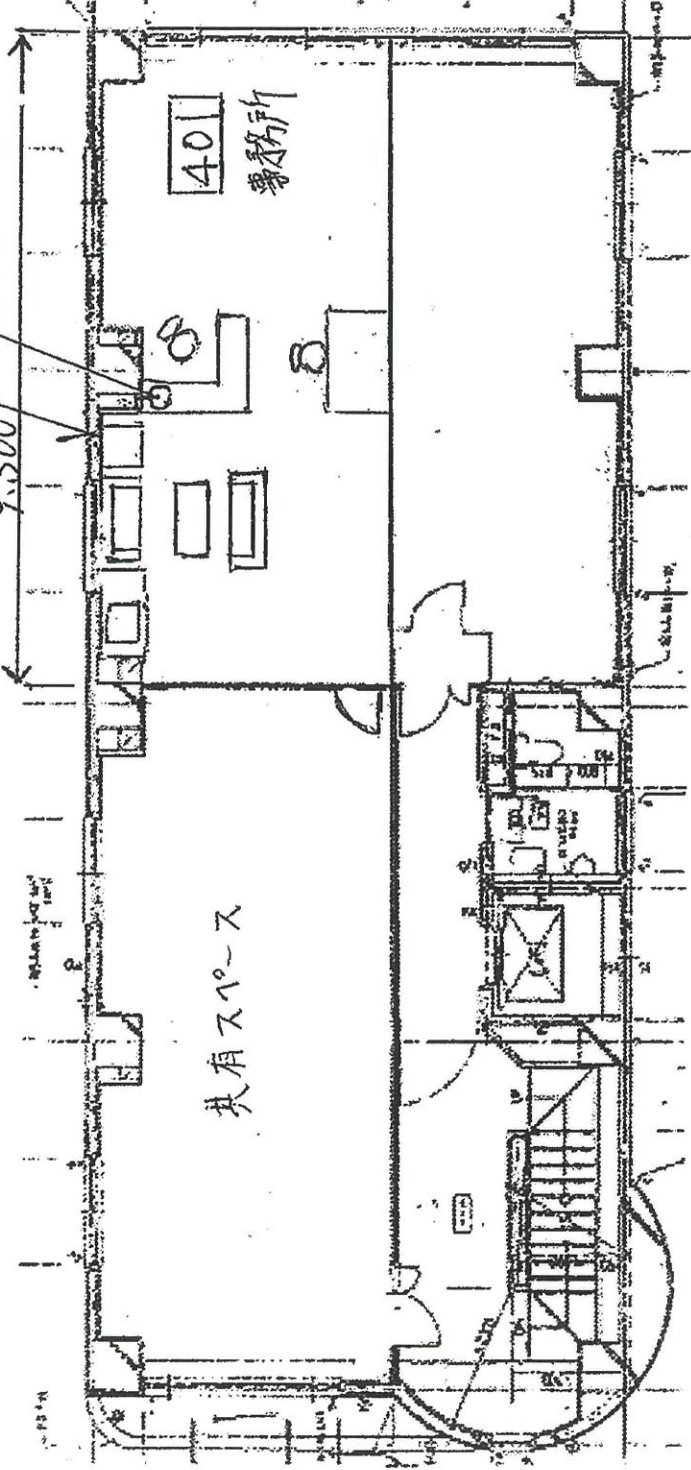
9.500

4.200

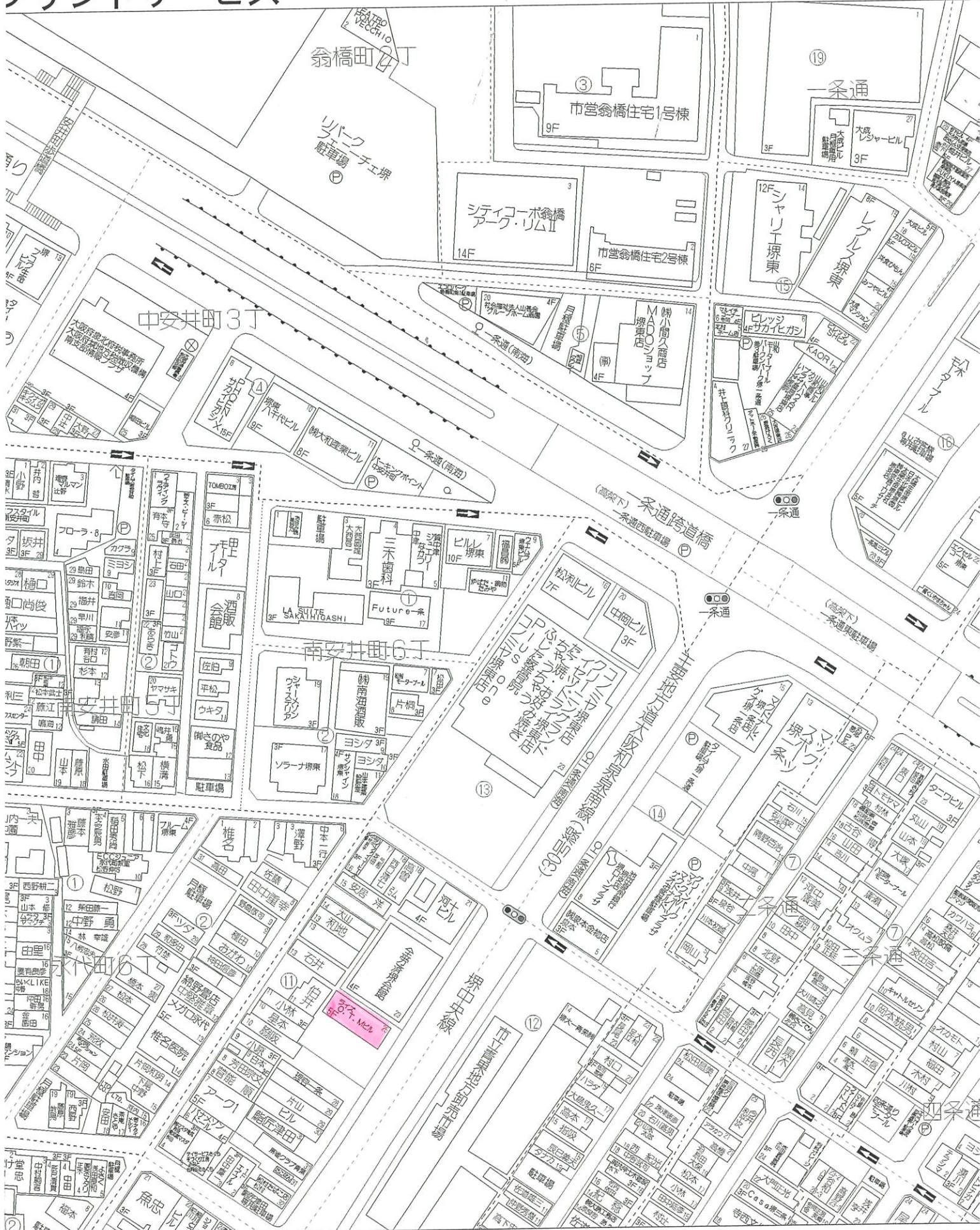
39.9 m²

401
事務所

共有スペース



プリントサービス



図をご使用になれます。

だつて、この地図の全部または一部の複写、複製、加工その他の利用を行わないこと。

を問わず、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させないこと。

を満たすものではなく、また全てが正確または完全ではないこと、印刷物が判読しにくい可能性があること、及び当社はこれらの事情があったとしても印刷物の交換・修補・代金返還その他の責任

原因の如何を問わず、故意または重過失がある場合を除き、直接かつ通常の損害の賠償に限られ、また、お客様がお支払いになった本サービスの料金の額を限度とすること。

(株)ゼンリン カスタマーサポートセンター 0120-

受付時間：月～金 10:30～16:30 (祝日、弊社指定休日を除く)

所在地	大阪府堺市堺区一条通11-25ライズOTMビル401
	株式会社 住宅ホームサービス 事務所



事務所 外観



看板



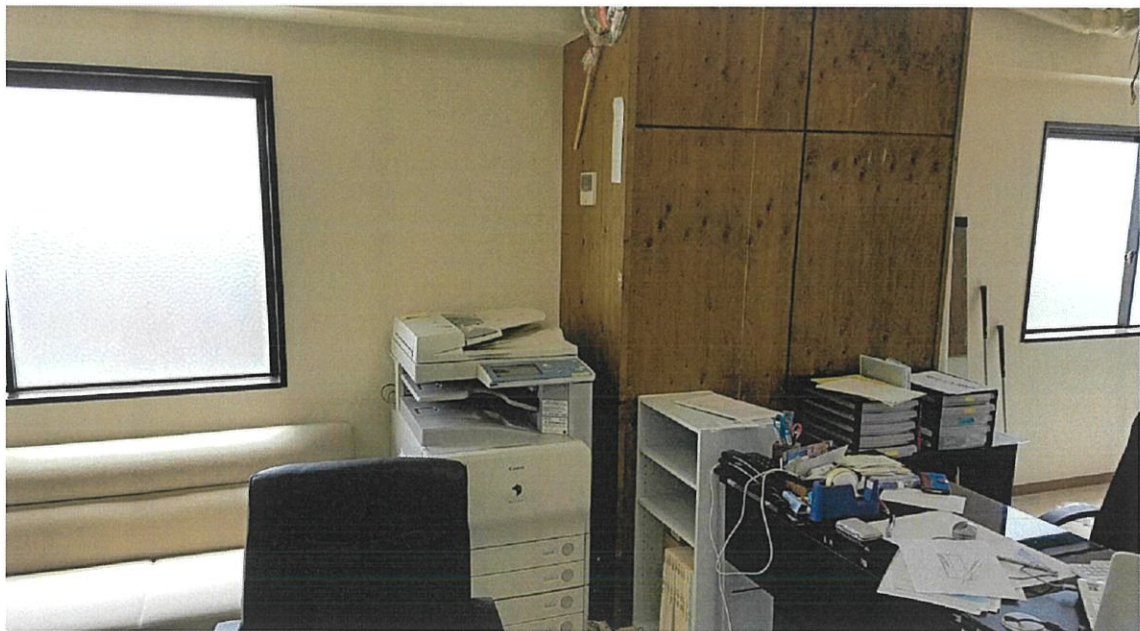
入口



事務所 ポスト



事務所 内装



FAX ・ TEL

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25
 住所 ライズOTMビル401
 株式会社 住宅ホームサービス
 代表取締役 辻田 敏伸
 電話番号 TEL 072-275-6740
 FAX番号 072-275-6741
 メールアドレス juutaku.h-s@jasmine.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 590-0048 大阪府堺市堺区一条通11-25
氏名又は名称 ライズOTMビル401
住 所 株式会社 住宅ホームサービス
代表者氏名 代表取締役 辻田 敏伸

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 住宅ホームサービス	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
辻田 敏伸	227332	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二二七三三二号

給水装置専任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 辻田 敏 伸

昭和五十三年七月十九日生

水道法昭和二十五年法律第百七十七号の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀

